

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 20 年  
4 月 11 日  
(金曜日)

## 目 次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
土地改良事業施行の同意 (農村整備課) ..... 三  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (港湾課) ..... 三  
公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) ..... 四  
土地改良事業の工事了の届出 (農村整備課) ..... 四  
土地改良事業の工事了 (農村整備課) ..... 五  
林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) ..... 五  
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課) ..... 五  
雑報  
県報の正誤 (平成二十年四月一日山口県公告(一四一)) ..... 五

### 山口県告示第百八十八号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月十一日から同年五月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社オノダネイル  
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社オノダネイル  
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類  | 構 造     |          | 使 用 の 方 法 |             |
|------|---------|----------|-----------|-------------|
|      | 能 (t/日) | 力        | 予 定 日     | 間 隔         |
| 六三ーイ | 四       | 平成一〇、五、一 | 平成一〇、五、一  | 連 続 二 四 時 間 |
| 六 五  | 二       | 平成一〇、五、一 | 平成一〇、五、一  | 断 続 八 時 間   |
| 〃    | 〃       | 平成一〇、五、一 | 平成一〇、五、一  | 〃           |

備考 「六三ーイ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

| No. 1<br>排水口 | 排水口 | 排出水の汚染状態の値     |                 |             |           | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |    |    |      |   |    |    |
|--------------|-----|----------------|-----------------|-------------|-----------|------------------------------|----|----|------|---|----|----|
|              |     | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質 (mg/l) | 亜鉛 (mg/l) |                              |    |    |      |   |    |    |
| 六・五          | 六・五 | 六・一            | 一四・四            | 五・四         | 九・六       | 一・七                          | 三〇 | 四〇 | 検出せず | 一 | 五八 | 七二 |
|              |     | 通              | 最               | 通           | 最         | 通                            | 最  | 通  | 最    | 通 | 最  | 通  |

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

| 排水処理施設 | 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |      |     |     | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |    |    |      |   |    |    |
|--------|-----|---------------------|------|-----|-----|-------------------------------|----|----|------|---|----|----|
|        |     | 処理後                 | 処理前  | 項目  | 項目  |                               |    |    |      |   |    |    |
| 六・五    | 六   | 六・一                 | 一四・四 | 五・四 | 九・六 | 一・七                           | 三〇 | 四〇 | 検出せず | 一 | "  | "  |
| 六・五    | 六   | 六・一                 | 一四・四 | 五・四 | 九・六 | 一・七                           | 三〇 | 四〇 | 検出せず | 一 | 五二 | 六四 |
|        |     | 通                   | 最    | 通   | 最   | 通                             | 最  | 通  | 最    | 通 | 最  | 通  |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 排水処理施設 | 種 類 | 構 造 | 能 力 (t/日) | 処理の方式      | 間 隔 | 使用時間 | 一日当たりの使用時間 | 概 要       | 工事着手予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 使用開始予定年月日 |
|--------|-----|-----|-----------|------------|-----|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鋼鉄製    | 鋼鉄製 | 鋼鉄製 | 一〇〇       | 中和・凝集沈殿・還元 | 断続  | 一〇時間 | 一〇時間       | 季節的変動の要なし | (既)       |           |           |

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

| 種 類  | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |                 |             |           | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |     |     |      |     |       |       |   |
|------|---------------------|-----------------|-------------|-----------|-------------------------------|-----|-----|------|-----|-------|-------|---|
|      | 水素イオン濃度 (水素指数)      | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質 (mg/l) | 亜鉛 (mg/l) |                               |     |     |      |     |       |       |   |
| "    | 一〇・六                | 一四・四            | 五・四         | 九・六       | 一・七                           | 三〇  | 四〇  | 検出せず | 一   | "     | "     |   |
| 六五   | 二・二                 | 六六              | 五四          | 九六        | 三九                            | 一三  | 五二  | 四八〇  | 四八〇 | 一     | "     | " |
| 六三ーイ | 八・一                 | 五四三             | 三二          | 五五        | 一七                            | 〇・八 | 〇・八 | 〇・八  | 〇・八 | 〇・〇〇五 | 〇・〇〇五 |   |
|      | 通                   | 最               | 通           | 最         | 通                             | 最   | 通   | 最    | 通   | 最     | 通     |   |

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

|       |     |   |     |    |      |    |    |      |     |     |   |   |   |   |
|-------|-----|---|-----|----|------|----|----|------|-----|-----|---|---|---|---|
| No. 2 | 排水口 | 七 | 八・六 | 四五 | 五三・四 | 五〇 | 六〇 | 検出せず | 一〇〇 | 三〇〇 | " | " | 二 | 三 |
|-------|-----|---|-----|----|------|----|----|------|-----|-----|---|---|---|---|

**山口県告示第百八十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十年四月十一日

|     |     |      |      |       |          |       |        |       |          |
|-----|-----|------|------|-------|----------|-------|--------|-------|----------|
| 市町名 | 美祢市 | 施行地区 | 門村地区 | 事業の種類 | 用排水施設の改修 | 山口県知事 | 二井 関 成 | 同意年月日 | 平成二〇、四、四 |
|-----|-----|------|------|-------|----------|-------|--------|-------|----------|

**山口県告示第百九十号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港用地護岸改良工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口宇部空港用地護岸改良工事
- (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子地先
- (二) 工事の概要

|     |         |         |         |     |
|-----|---------|---------|---------|-----|
| 工 種 | 上 部 工   | 消 波 工   | 場 周 柵 工 | 延 長 |
|     | 七二〇メートル | 七二〇メートル | 七二〇メートル |     |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 3 出資比率が三十分以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年四月十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
  - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
  - 山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年四月十四日から同年五月七日までの午前九時から午後四時三十分まで  
 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を  
 平成二十年五月十三日まで発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六―三三―  
 三三三―一)にすること。



(二五七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年五月  
 二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の  
 縦覧に供します。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ないすらいふ総合研究所

代表者の氏名 小石川年男

主たる事務所の所在地 柳井市新庄二九五三番地の一〇

三 定款に記載された目的

人間関係や進路について問題を抱える不特定多数の者に対し、コミュニケーション  
 能力の向上により円滑な社会生活を営むことができるように支援するとともに、その  
 支援を実施する者を養成すること。

(二五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年六月  
 二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年四月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口カルチャースポーツ協会

代表者の氏名 重枝 了

主たる事務所の所在地 山口市大内御堀二六二四番地

三 定款に記載された目的

山口県民に対して、各種のカルチャー、生涯学習、健康づくり、体力増強その他に  
 関する講座、生きがいづくりを促進するための講演会、コンサート及びコンテスト並  
 びにカルチャー講座及びスポーツ教室の指導者を養成するためのスクールを開催する  
 事業を行うことにより、地域における文化振興、健康増進及び生きがい運動を促進  
 し、もって社会教育の推進及び普及並びに地域福祉に寄与すること。

(二五九) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、  
 次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つ  
 た者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

岩国市共同施行  
 代表者 田中 徹

辺田地区  
 ほ場の整備

平成一四、一〇、一八

平成一五、三、一一

岩国市

野口地区  
 農道の整備

平成一九、一、二五

平成二〇、〃 二七

田布施町

上为重地区  
 ため池の整備

平成一八、七、二〇

平成一九、六、二九

(一六〇) 土地改良事業の工事の完了  
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営波野川西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年三月二十七日

一 事業の名称

県営大堤地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年十一月二十八日

(二六一) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

登録番号

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

一一九一 村重 公則 岩国市通津一六六一 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 事業所の名称はない。生産事業者の住所に同じ。

(二六二) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成二十年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

|       |      |                                  |   |
|-------|------|----------------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名  | 区                                | 間 |
| 県道    | 陶湯田線 | 山口市若宮町三〇〇の五地先から同市葵一丁目一三七七の二〇地先まで |   |



正 誤  
平成二十年四月一日山口県公告(一四一)(一般競争入札の実施)

|     |   |    |  |  |
|-----|---|----|--|--|
| ページ | 段 | 箇所 | 誤  | 正  |
| 一四  | 上 | 表中 | い。ず。れ。も。が。国。際。標。準。化。機。構。が。定。め。る。ISO9001  | い。ず。れ。も。が。国。際。標。準。化。機。構。が。定。め。る。ISO9001  |
| "   | " | "  | い。ず。れ。も。が。国。際。標。準。化。機。構。が。定。め。る。ISO14001 | い。ず。れ。も。が。国。際。標。準。化。機。構。が。定。め。る。ISO14001 |
| "   | " | "  | い。ず。れ。も。が。厚。生。労。働。大。臣                    | い。ず。れ。も。が。厚。生。労。働。大。臣                    |

平成二十年四月十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）